

男性労働者の育児休業取得率等の公表

1 公表前事業年度

2024（令和6）年4月1日 から 2025（令和7）年3月31日 まで

2 取得割合

① 育児休暇等の取得割合

育児休業等を取得した男性労働者の数 ÷ 配偶者が出産した男性労働者の数 = 50%

② 育児休業等と育児目的休暇（※）の取得割合

(育児休業等を取得した男性労働者の数+小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者の数)
÷ 配偶者が出産した男性労働者の数 = 100%

※ 「育児目的休暇」とは

休暇の目的の中に「育児を目的とするもの」であることが就業規則等で明らかにされている休暇制度を指す。

（「育児休業」や「子の看護休暇」など、法定の制度は除く。）

当社の場合、「配偶者の出産による特別休暇」（3日）が対象。